

障害児保育の巡回相談における専門性の歴史的検討

(その1)

——発達保障論と階層—段階理論との関連から（1960～70年代）——

三 山 岳*

1. 課題と目的

巡回相談は、発達と障害に関する知識を持つ相談員が幼稚園や保育所等の保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見たうえで、発達支援と保育支援を目的として、保育者とともに障害児や“気になる子”を含めた保育について考える相談活動である。一般的には、心理学の専門的知識を持つ心理職による相談を指すことが多い。

近年は発達障害に対する理解の深まりや特別支援教育の推進を背景にして、保育現場に対する巡回相談の必要性は高まっており、現在では多くの自治体で巡回相談が実施されている。その実施率は幼稚園においては平成25年度の全国調査で76.8%と高く、公立に限っては86.8%と非常に高い数値となっている（文部科学省，2014）。保育所に関しては、近年の全国調査の数値がなく、近藤ら（2001）の時点では69.4%とされている。だが、園山・由岐中（2000）が東京特別区の自治体に行った調査で8割だった実施率が、五十嵐（2010）の調査時点では全ての区で実施されていたという傾向や、2007年の学校教育法の改正により、特別支援学校や各地の教育委員会が、特別支援の一環として幼稚園や保育所に対する巡回相談を開始した現状を踏まえると、全国での実施率は近藤らの調査時点より上昇していると思われる。

こうした巡回相談の必要性が認識されるにつれ、巡回相談の実践や理論を研究対象とする論文も増えている。しかし、それらの研究はそれぞれの自治体の紹介や報告、実態調査および今後の課題、少数の事例の報告やそれを通しての考察が多いのが現状である（鶴，2012）。巡回相談は障害児保育のように国によって制

度化されたものではないため、自治体ごとに制度が作られ、実施されてきた。そのため、自治体の制度はもちろん、その地域にある福祉・教育的な資源、相談に従事する相談員の専門性の違いなどから、多種多様なスタイルの巡回相談が展開されているという実態を生み出すことになった（浜谷，2006；権藤，2006）。つまり、巡回相談は制度としての共通項を持たないまま、地域の事情に合わせた制度が定められ、実践されてきたこと自体がその特徴となっている。

従って、相談活動に従事する相談員はそれぞれの制度の中で、どのように相談を進めるのか、何をアセスメントするのか、何を助言するのかといったことが、相談員の専門性に任されがちになるのが現状である。その結果、相談活動に従事する相談員は、助言の仕方に配慮したり、専門性や相手との関係づくりなど様々な面で緊張を抱えることになる（安塚・京林，2007）。また金子（2005）は相談室や病院の相談活動に比べ、巡回相談は相手の問題意識が高くない場合があり対応が難しいことや、限られた時間で対応を判断し、助言を求められ、専門家としての能力がより要求されることを指摘している。

こうした状況から、丸山（2006）は相談員養成システムの構築や、現任相談員の条件整備と研修の充実が重要であると強く主張している。しかし、各自治体が抱える相談員は、事業ごとに非常勤の相談員が数名といった場合が多い。大津市や豊島区など、保育巡回のための常勤心理職を配置している自治体の例（高田，2011；荒井，2013）はごくまれで、養成システムや研修を実施する予算も余裕も自治体がないというのが実情である。巡回相談員は専門職として孤立した状況

で、自主的な学びと実践経験の中から、その地域の事情に合わせた相談のあり方を生み出すしかないという、厳しい条件に立たされている。

このような課題を解決することは容易ではない。木原 (2011) のように現在の個別事例の問題解決型の巡回相談には限界があるとして、巡回相談による障害児保育の支援形態を地域の子育てシステムに介入する相談活動へと移行させる提案などもされているが、そうした新たな形態の必要性が認識され、各自治体で検討されるには、その有効性の検証も含めてしばらくは時間を要する。少なくとも、多くの自治体で巡回相談が行われ、保育所や幼稚園の役割の変化とともに、保護者に対する対応への助言も求められる現状では、丸山 (2006) が指摘するように、各自治体で巡回相談に従事する個々の相談員が、「心理学」の知識に加え、「教育学」「保育学」「育児学」といった知識をできる限り増やし、障害児保育を支援する相談員としての専門性を高めていく必要性に迫られている。

そこで、本論文はこうした課題意識から、障害児保育と巡回相談の歴史を踏まえながら、障害児保育との関係のなかで、巡回相談がどのような課題に直面し、どのような歴史的・社会的背景を反映していたのかを明らかにすることで、現在の巡回相談に求められる意義について捉え直すことを目的とする。巡回相談の歴史自体は決して浅いものではない。障害児保育が厚生省と文部省によって制度化されて以降、ほぼ時を同じくして一部の自治体で始められており、40年近くの歴史を有している (三山, 2013)。巡回相談そのものに関する資料は少ないが、周辺的な資料を詳細に検討することで、上記の課題を検討することは可能であると思われる。三山 (2013) では巡回相談そのものについての歴史的検討を行っているので、本論文ではそのなかから、特に1960-1970年代にどのような専門性が求められたのかを、発達保障論と階層-段階理論との関係から考えてみたい。なお、本論文においては、必ずしも巡回相談 (指導) と名称のつく相談だけを分析の対象とするのではなく、相談員が保育所に向かい障害児 (グレーゾーン含む) の行動観察や発達検査をもとに、保育者との相談活動を行うのであれば、「発達相談」「保育相談」も巡回相談とみなして分析の対象に含めている。

2. 障害児保育の制度化前史と巡回相談

障害児保育は昭和49年 (1974年) に厚生省と文部

省がそれぞれ策定した、「障害児保育事業実施要綱」 (保育所) と、「心身障害児幼稚園助成事業補助金交付要綱」と「私立幼稚園特殊教育費国庫補助金制度」によって公式に開始された。それまでは障害児を受け入れる保育の場はほとんどなく、心理職も障害児の療育のなかで保育にかかわる研究者がいるといった程度であった (三山, 2013)。高度経済成長によって保育所や幼稚園の需要が強まり、障害児が非公式に保育所や幼稚園に在籍するようになったのは昭和40年代ごろである (鈴木・本間, 1976)。すると、児童福祉にかかわっていた心理職は、それまでに自身が関わってきた障害児の育ちと、保育施設に在籍する障害児の育ちが良い意味で異なることに気付いていった。

例えば、児童相談所で自閉症児の指導をしていた三浦 (1989) は「自閉症児を保育所に入所させるという発想そのもの」に驚くほど、「障害児は障害児だけ集めて指導訓練をするものという固定的な考え」を持っていたが、ある自閉症児を受け入れた同和保育に取り組む保育所を毎週訪問するなかで、子どもの行動が安定し、言葉を話すようになったことを目撃し、保育所での生活が子どもの生活を促進することに気付いたと記録に残している。また、保健所で三歳児健診に従事していた才賀 (1986) は、通園施設で障害児が成長・発達していたことから、普通の幼稚園・保育園は無理だと考えていた。しかし、同僚の心理職とこの話題について話し合ったり、普通園にいった子どもの事例発表を保健師たちと話し合ったりする中で、心理職も保健師も通園施設へ子どもを送ることだけを考えていたが、だんだんに普通園のほうがいいのではないかと考えるようになったことを報告している (pp. 245-250)。これらの事例はいずれも障害児保育の制度化がされる前の昭和40年代中頃のことである。

とはいえ、制度化以前の保育は「特別の配慮もなく、障害児保育の何であるかも問題にされず、他の子どもの中に自然に」 (山崖ら, 1999, p. 117) 在籍しているだけだった。ただ、そのような状況だと、半身まひの子どもに子どもたちが至れり尽くせりに世話するなどの場面に遭遇するといった場面も増え、保育者に「障害児保育について考えるきっかけを与え (中略)、『これでよいのか?』とわれわれは疑問をもち」 (同上, p. 118)、研修の必要性を感じるようになっていったことを報告している。つまり、巡回相談は障害児保育の中身が問われるようになって求められた相談活動だった。実際、1973年に保育を希望する障害児全員

を保育園や幼稚園に受け入れた大津市では、まさに障害児保育を引き受ける条件として保育者からの要望により巡回相談事業が始められたのだった（沙加戸・山形, 1973）。

一方で、在宅心身障害児のケアという目的から、保育施設への巡回相談事業を1967年から行っていた神奈川県の小児療育相談センターの報告書では、保育の相談だけでなく、保護者に園の要望を伝えるために相談員が園の忠実な代弁者になることを求めたり、相談員による障害の判定やIQの測定を権威主義的に使おうとしたりする園があることを批判している（神奈川県児童医療福祉財団小児療育相談センター地域対策室, 1972）。その批判では、代弁は「親との直接的なマサツを避けるため」であり、判定や測定の権威主義的な使用は「自己納得、障害児・問題児への真正な受止めの放棄であり、責任からの回避である」とそのような園に対して強い拒否的な表現を用いている。その理由は、「障害、問題を持った子を“お客さん”としてしか捕え得なくなった」園を「数多く知って」いたからであろう。

しかし、その一方で、巡回相談がそうした状況に対して、「回答を共に考えていく姿勢ではなく、おごなりに良い加減に“教えてきた”が故の批判」を園側から「現在ありあまるほど受けている」という自己批判も行っている。障害児や問題児を保育する方法を保育者に「自分で方法を探しなさいとは決して云い得る問題ではない」と認識しつつも、だからと言ってその方法を相談員が“教える”姿勢では巡回相談はうまくいかず、保育者とともに考えることが重要であると感じていたと思われる。

3. 障害を治療するための保育という捉え方

こうした状況のなか、障害児保育の制度化が現実になると、どのように障害児を保育すればよいのか、ということが保育者にとって喫緊の課題となった。当時はまだ「保育所保育指針」（1965年通知）にも「幼稚園教育要領」（1964年改訂告示）にも障害児の保育についての記述がなく、保育者は「養成される過程で障害児や問題児に関する教育は何一つ受けていない」（神奈川県児童医療福祉財団小児療育相談センター地域対策室, 1972）なかで、障害児保育を行わなくてはならなかった。その不安を反映するように、『ちいさいなかま』（1973年12月号）、『保育の友』（1974年3月号）、『季刊保育問題研究』（1974年8月号）、『月刊

保育とカリキュラム』（1974年12月号）と保育関連雑誌では立て続けに障害児保育の特集が組まれるようになった。これらの特集では、平井信義、石井哲夫、森上史朗、茂木俊彦など、医学や心理学の立場から保育に関わっていた研究者に知識提供の期待が寄せられ、保育者による保育実践記録だけでなく、心理学者に対する依頼記事や保育者との座談会といった記事がその特集号に載せられた。

幼稚園でも制度化に伴って、例えば民間幼稚園ではおおよそ3つの流れが形成されたと報告されている（鈴木・本間, 1976）。その1は、障害児の発達をきめ細かく見つめ、正しく捉え、子どもの発達要求に見合った教育と、その子どもを抱えた集団が成長するよう援助する流れである。その2は、通園は可能だが放任している流れであり、その3は、情緒障害に限られるが障害が治るという考えで個別訓練をし、普通児の集団に適応させるという流れであった。このうち、1番目の保育は後述する発達保障論にもとづいた保育である。また3番目の保育は治療保育と呼ばれ、主に1970年代から1980年代にかけ、障害児の保育に一定の影響力を持っていた。

「治療保育」は心理学者の日名子太郎が提唱したものとされている（田辺, 1981）。治療保育の対象は「軽度の精神薄弱、性格行動、身体、これまでの特殊教育の分野に含まれないもの」であり、「特に、軽度のものにおいては、日常保育に問題児治療の思想・原理を加味して、治療効果を発揮させることにより相当広範囲に解決することができる」とされた（日名子, 1967, p. 151）。その実際の対象は精神的に不健康な子どもで、当時は治療可能な情緒障害児だと理解されていた自閉症児が想定され、他の心身障害児は「障害児保育」の対象であるとして区別されていた（平井, 1967；竹内, 1974）。治療は日常の保育に加えて、専門の心理治療者が個人的・集団的遊戯療法を用いる保育が想定された（日名子, 1988）。情緒障害児（自閉症児）はおおよそ治療可能だと考えられていた以上、心理職と専門性の異なる保育者が治療的内容を含んだ保育内容を考えることは、神奈川県の小児療育相談センターの報告書が記していたように、確かに「云い得る問題ではない」ので、このような保育の設定がなされたと思われる。

さらに付け加えるなら、この「治療保育」は情緒障害児の治療だけを目的としていたのではなかった。「治療保育の根本は、日常の保育を反省することに他

ならない」(日名子, 1967, p. i)、「日常保育との関連において大切なのは、問題児の発生を予防しえるような配慮のある保育である」(同上, p. 131) といったように、日常の保育では自身の保育を振り返ることで、配慮に欠けた保育状態をなくすといった方向性も持ち合わせていた。そのため、「相談機関や専門施設の治療の見解と同じようなことを保育の場に持ち込」むことは治療保育ではなく、「保育のなかで子どもの問題の構造に関する理解と共感を持ちながら、子どもの問題が解決されやすい条件を整えるということを基本にした保育」が治療保育であるとも強調された(森上・名倉, 1982)。治療保育の考え方は、前節でみた神奈川県の小児療育相談センターのような療育施設が保育現場に巡回相談として出向する場合に巡回相談員が遭遇していた問題に対して、一定の答えを導き出していたと考えられるだろう。

このような「治療保育」の概念は、教育心理学者であると同時に、障害児保育の制度化以前から障害児を受け入れていた栄光幼稚園園長の日名子が最初に提唱したことや、当時自閉症は親の養育態度との関連が指摘され、心因性だと考えられていたことを考えると、「保育で治療可能な障害がある」という前提がある限り、その考え方を受け入れる保育現場があっても決して無理のないことだったと思われる。とはいえ、この治療保育の考え方は、普通の保育集団で障害児の保育が行われることを目指した障害児保育運動の中では、たとえ自閉症の子を持つ親であっても反感を覚えるリスクを抱えていた。実際、運動が盛んだった大都市圏(東京、神奈川、京都)を中心に強い反発が見られたという報告が見られる(齊藤ら, 1976)。また1978年のウォーノック報告による統合教育の考え方や、1980年のDSM-IIIの発表による脳機能障害としての自閉症の捉え方も、日本の障害児保育に大きな影響を与えたと思われる。こうした経過のなか、治療保育を障害児の保育のあり方として捉える言説は、1990年代には自然とみられなくなっていった。

4. 発達保障論と階層-段階論の形成

障害児保育の制度化がなされた後、障害児保育のあり方に大きな影響を及ぼしたのは、糸賀一雄らが行った知的障害児施設近江学園(1946年設立)や重症の心身障害児施設であったびわこ学園(1963年設立)の実践から生まれた「発達保障論」であった。戦災孤児の保護から始まったその実践は、孤児に多くみられ

た知的障害児の問題、そしてより重症の心身障害児の問題へと深められていった。その中で生まれたのが「すべての人間生命の発達を保障する」(糸賀, 1965; 2003, p. 307) という理念だった。

この理念は糸賀の実践経験のみから生まれてきたわけではなく、当時近江学園の研究部員だった田中昌人らが1950年代後半から試みた知的障害児の治療や実験の活動が作用していた。田中らの活動によって、「医学と発達心理学との結びつきが緊密になって、それが教育現場の指導技術を高めるような方向にはたらしはじめる」(同上, p. 100) 経験が生じ、糸賀をはじめとする近江学園の職員に広がっていったのである。そしてそのなかで、障害者と健常者の関係は、人格的に相互に感応しあい、高め合う「発達の共感」の関係であることが重要であるという認識が深められていった(清水, 1981)。特に1966年から始められた知的障害児の学習活動としての結び織り活動は、初めて重度といわれる子どもと関わった近江学園の保育者にとって、田中ら心理職を交えて発達保障の議論をしながら、重度の知的障害児でも学習集団が変革していくという経験を通して、「複数の集団活動をとおして発達を保障していく」という観点の重要性を認識し、その成果を保育雑誌に発信させるきっかけになった(近江学園保問研, 1968)。

田中昌人自身も近江学園の実践や、大津市における乳幼児検診事業への参加を通して、子どもの成長を丁寧に分析し、その発達段階を詳細に明らかにしていく中で、障害のあるなしに関わりなく、どの子どもも発達の質的転換をしめしながら、同じ発達の道筋をたどるといふ「可逆操作の高次化における階層-段階理論」(階層-段階理論)を1960年以降に構築していった(田中, 1980; 田中, 1987)。そして、以前の発達の質的転換期のおりかたから、どの発達の質的転換期を、いつ、どのように通るかを予期して、発達を保障するための指導計画をたてることが重要であると論じた(田中, 1980, pp. 42-43)。こうして障害児保育の制度化が始まる頃には、各階層と階層内の段階について、ある程度の完成された理論が発表されていた。

このように発達保障論と階層-段階理論が形成されるなか、障害児保育の制度化に先駆けて、保育を希望する障害児全員を受け入れた大津市は、乳幼児健診事業に加わっていた田中らとともに、この発達保障論と階層-段階理論に基づいて、大津方式と呼ばれる乳幼児健診や障害乳幼児対策を作り上げ、全国的に注目さ

れていった。障害児を保育施設で全園受け入れた際にも、すべての園に年1、2回巡回相談を行い、発達保障と階層一段階理論にもとづいた助言や報告書の作成を行うようにしたのも、当然のことであった（鈴木、1978）。

このため、障害児保育が制度化されると、多くの自治体はこうした大津市の取り組みをモデルとして、田中の階層一段階理論と、その背景にある糸賀の発達保障論の考え方も含めて、障害児保育の仕組みと、巡回相談のシステムを作り上げていったのだった。例えば、東京都が1973年に都市政策を計画する中で行った「児童のシビル・ミニマムに関する調査」の報告では、障害児保育の現状を報告するなかで、「障害児保育に対する発達保障の現状は極めて貧しい」といった具合に「発達保障」の用語を何度も用いている（全社協・保育協議会、1975）。同様に品川区でも1975年から障害児保育制度実施を表明したため、区の保育者たちが研究会を重ねて準備を行い、「保育園は子どもの発達を保障する場」であることを確認し合っている（山田、1980）。一方、大阪でも八尾市の児童福祉審議会が1975年に「一日も早く障害児の全面的受け入れとその発達保障体制の確立を実現しなければならない」として障害児保育の対策を急ぐように答申している（全社協・保育協議会、1975）。また、巡回相談の制度も、大津市の形式を見習う形で、障害児保育を実施している自治体（例えば品川区、吹田市、岸和田市など大都市圏の都市）によって障害児保育の条件整備の一つとして制定され、心理職が保育現場を支援することが増えていった（前田、1978；山田、1980）。

5. 障害児保育論と巡回相談に見られた混乱

前節でみたように、発達保障論と階層一段階理論は、当時の障害児保育と巡回相談に影響を与え、障害児保育の推進に大きく寄与した。しかし、各地で障害児保育と巡回相談のシステムが急速に整備する中で、戸惑っていたのは保育者だけではなかった。巡回相談員としての活動を期待された心理職にとっても、発達保障の理念や発達一段階理論にそれぞれ向き合うことになった。なぜなら、障害児保育について発達保障論とは異なる見解を持つ心理学者も少なからずいたからである。こうした状況について長島・千草（1981）は、制度化の混乱が落ち着いた1980年頃、障害児保育に対する考え方について統合保育か分離保育かという観点から、①統合保育のみを主張、②6領域のみ統

合保育、③通園施設と統合保育が双方ともに統一的発展、という3つの立場があると整理した。

第1の立場は発達という概念に疑問を持ち、「発達を保障する」という考え方自体を否定する立場である。障害児保育に関わっていた心理学者としては山下恒男が挙げられている。山下（1977）は発達論が近代合理主義から生み出された進歩思想に他ならず、労働搾取と管理につながるとして批判した。この立場では他に、発達論に基づく障害克服の治療は親子関係を悪化させ、子どもを抑圧していると批判した篠原（1983）なども含まれよう。

第2の立場は、統合保育に適応させるための保育として、通園施設の保育を捉える立場で、やや批判的に整理される。心理学者としては治療保育を論じることが多かった柚木馥などが挙げられている。柚木（1977）は分離保育か統合保育かという問題に対し、「人間関係が強く成立し、言語理解が進めば、個別指導からグループ指導へ、さらに統合保育へと進めていかなければならない」と、見解によっては統合保育がより良い形態であると解釈される主張をしており、長島らはこの点を指摘したものと思われる。

第3の立場は障害児保育を「障害の軽減克服」と「発達の可能性の追求」の観点で捉え、障害幼児の通園施設と、保育所・幼稚園での障害児保育を統合的に発展させようとする立場である。心理学者としては茂木俊彦や金田利子といった発達保障運動に加わった研究者が挙げられている。

これら3つの立場のうち、第1の発達論を否定する立場の心理学は、1989年の日本発達心理学会の設立とその後の規模拡大が示すように、日本の心理学の主流にはならなかった。第2の立場も第3節でみたように社会的背景の変化により、自然と問題にならなくなった。結局、第3の立場である発達保障論が障害児保育と巡回相談に影響を及ぼし続けたのである。

こうした背景のもと、発達の保障を目的とした障害児保育を支援するために、巡回相談員がある程度の階層一段階理論を学ぶ必要性に迫られたのだった。例えば、品川区の巡回相談員であった前田（1978）は、区の保育課から障害児保育の学習会と巡回相談を依頼された。その依頼では「発達保障的な視点にたつて、障害児等保育を実践することの重要性や具体的な中身について講義し、他月1回には、現場実践に立ち会い、上記のような立場で助言や相談活動を行うこと」が課題として提示されたのである。これは前節でみたよう

に、品川区の保育者が発達保障の立場で障害児保育を行いたいと望んだからであった(山田, 1980)。その結果、発達相談員の間でも勉強会を行うことになったが、同じく品川区で巡回相談に従事した田中・加用(1978)の記録からは、「層化現象の解明と同時に、発達保障理論の機能連関、中核機能のとらえ方そのものの中に問題があり……」という記述がみられ、発達保障論と階層一段階理論を同一視するなどの混乱が見られる。前田(1978)はその戸惑いや混乱の理由について、東京の心理職には「発達観・発達理論のしっかりした柱がない」ためと説明し、「子どもにどう働きかけていったらよいかということを見せてくれる発達理論に対する現場の強い要求」があったことを記している。

とはいえ、階層一段階理論が有効な発達理論として、障害児保育に携わる心理職や心理学者に受け入れられたのも事実だろう。例えば、西村(1979)は「発達検査や診断の受け身的使用を反省し、いわば「善意」の解釈をぬけだし、それだけのおさえでは抽象的に終る合目的性レベルの発達のおさえを経て、(中略)わたし自身の視座がこのように広がっていったとき、田中昌人らを中心とする発達論的研究は大変啓示的であった」(同上, pp. 48-49)と述懐し、「それまでのわたしの発達観を確認せしめるとともに、今後の残された課題を明確にせしめた」(同上, p. 51)と振り返っている。階層一段階理論は純粋に子どもの発達を理解するためのツールだけではなく、それまでに心理の専門家が漠然と捉えていた子どもの発達という概念を再整理し、臨床家としての自己を確立させる役割も果たすことがあった。

6. 発達診断をめぐる葛藤

障害児保育や階層一段階理論に対する捉え方と同様、巡回相談員がその扱いに悩み、相談にどのように活かせばよいのかと考えた課題のひとつが、発達診断をめぐる課題だったと思われる。前述したように、大津市の巡回相談は階層一段階理論に基づいて行われ、そこで扱われる保育課題とは個と集団の関係を捉えたものというより、発達検査と階層一段階理論で明らかになった個の発達課題を中心に助言と報告書が作成されていた(鈴木, 1978)。必然的に、大津市の障害児保育と巡回相談をモデルとして取り込んだ自治体の巡回相談では、発達検査による発達診断という手順が組み込まれていた。

1996年に厚生省児童局が出した「障害児(者)地域療育等支援事業の実施について」の通達をきっかけとして巡回相談を始めた自治体では、発達障害の概念が普及し始めた時期とも重なり、相談対象となる子どもの数が増えていたため、巡回相談で丁寧一人ひとり発達検査を実施しているところは少ない。しかし、比較的早期に巡回相談を導入した自治体では、大津市と同様に発達検査による発達診断が巡回相談に組み込まれるのが一般的だった(例えば谷口; 1976, 浜谷ら, 1990; 松田, 1998; 丸山, 2006など)。しかし、前節の西村(1979)も述懐していたように、発達検査による発達診断は相談活動をする者にとっても刃の剣でもある。発達保障の論者だった茂木俊彦は早くから、発達診断の項目で子どもをみて分かった気になるが、子どもは理論よりずっと豊富な存在である、と診断項目に頼りすぎることの危険性を指摘している(深谷・茂木, 1979)。

しかしそれでも、長年、発達に関する相談活動を行ってきた心理職の著作をみると、必ずと言っていいほど、発達検査に頼っていた自分を振り返る記述がみられる。例えば、長島(1984)は最初は発達検査しかできず、検査時の観察も含めて子どもを発達で理解できる発達診断ができるまでに4, 5年、周囲の人間との関係で成長している過程を捉えられる発達相談ができるまでにはさらに時間がかかったと述べている。また小淵(2010)も最初の頃は、発達検査をどのように実施して、子どもの発達の状況を把握するのに精一杯で、親や子どもがどんな生活をし、どんな困難を抱えているかの意味を深く理解できていなかったとしている。これらの記述は、発達検査と相談活動は異なることに気付いていても、容易には結びつけられないことを示唆している。つまり、経験の浅い相談員にとっては、巡回相談が発達検査の結果を伝えるだけの相談にもなりかねないという危険を伴っていた。

この危険に関連して鯨岡(2001)は、障害児保育では「発達段階」や「発達課題」という概念に縛られるあまり、「発達段階」や「発達課題」が指し示す「発達の里程碑」にそって発達すべきだという暗黙の考え(誤解)が保育者の内部に醸成されたことを批判している。そして実際、三山(2013)は、発達診断と個の発達を強調する巡回相談は、保育者に発達保障の基盤となる「発達」の視点を広める働きをしたと評価する一方で、鯨岡が指摘するような「誤解」を生みだしてしまう現実から、保育者に分かりやすく発達の一般法

則を伝えるだけでは十分ではないという認識に巡回相談員が至るまでには、巡回相談の成果が一定の蓄積をみる1980年代になるまで待たなくてはならなかったことを指摘している。

ではなぜ、深谷・茂木（1979）のように発達保障論の内部でも早くからその危険性が指摘され、実際に発達診断と相談の両方を成り立たせるまでに時間がかかるものだったにも関わらず、発達保障論や階層一段階理論では発達検査による発達診断を重視したのだろうか？

おそらくそれは、発達保障の理念や運動が、「直接的には、精神薄弱児施設近江学園での、とりわけ障害の重い子どもたちへのとりくみを基盤として提起」されてきたからであり、「障害者の発達保障運動として全国的に展開されていくには、一定の歴史的・社会的背景と条件の作用が必要」（清水，1981，p.305）だったことに答えが求められる。糸賀一雄は『この子らを世の光に』（1965；2003）のなかで、「年をとって身体は大きくなっても、まだ生後数か月の精神発達を示しているひともある。その精神の発達が三才を超えることのできないひとたちの心の世界を、私たちは「次元の世界」と仮りに呼ぶことにする。（中略）次元の世界にあるといっても、おそらくはその世界のなかで、お互いに異質であるような発達の段階が見いだされることであろう。私たちの心は徐々にその段階を克服しながら伸びていくのである。精神薄弱児といい、重度や重症の心身障害児と言っても同じこと」（同上，p.304）だと述べ、重度心身障害児が発達保障論の原点であることを示した。

つまり、発達保障論にとっての最重要課題は、通常の保育所や幼稚園の設備では生命の保障すら難しくなるだろう最重度の子どもも含め、全ての子どもが“発達の共感”を保育者との間で互いに感じられ、生きる意欲・力をもてるような、教育的「空間」と「集団」の保障だったからである。つまり、糸賀一雄や田中昌人らにとって、重度の心身障害児の問題を抜きにした発達保障を語ることは無意味であり、子どもの発達を細かく捉えられる階層一段階理論と、それを生かすための発達診断を欠くことができなかった。その結果、発達保障論と階層一段階理論に基づく巡回相談において、発達診断のツールとしての発達検査が組み込まれることは必然であったし、子どもの保育観察と同じ程度、あるいはそれ以上に発達検査が重視される理由となった。

事実、大津市の障害児保育に関わっていた研究者や心理職がまとめた発達相談の書籍（加藤，1982）では、まず、発達診断と発達相談の今日的期待として、障害児を受けとめてきている保育所、幼稚園などの実践現場で保育を進めていくために障害児の内面的世界を発達的に緻密に捉えていくことが重要であると広く認識されていると指摘（同上，p.13）したうえで、続く章において大津市の発達相談員であった中村（1982）が発達診断の着眼点として、重症心身障害児施設の第一びわこ学園の在園者の発達診断経過記録を紹介し、生活を発達診断の中でみていく意味について検討している。このように、発達検査による発達診断は、発達保障論をベースにした相談活動において不可欠なものだったのである。

従って、この節において前述した鯨岡（2001）の指摘は、やや結果論からの批判に近く、発達保障論と階層一段階理論が障害児保育や巡回相談に果たした役割を考えると、障害児保育や巡回相談において発達診断にもとづいた「発達段階」や「発達課題」がその実践で強調されたことは、歴史的・社会的な必然性があったと考えるほうが妥当だろう。

7. 発達保障論と階層一段階理論が巡回相談にもたらした意義

五十嵐（2010）は2007年の学校教育法の改正を機に、一つの自治体に、従来からあった巡回相談と教育委員会による巡回相談が同時に存在し、異なる主管の巡回相談でケースを単純に分け合ったほうがいいのか、あるいは、ケースの特徴で役割を分担するのか、そうした整理がまだされていない現状があることを指摘した。加えて、現在では2012年の児童福祉法の改正によって「保育所等訪問支援」が始まり、地域のNPO法人や療育施設からの巡回相談も行われている。実施主体の異なる多様な巡回相談が保育所や幼稚園に入り込むようになり、発達検査などに時間も場所も提供する余裕もなく、ほとんどは行動観察のみで担任と相談員だけの小さなカンファレンスが、園内のどこかでほぼ毎日行われる、という事態も生じてきている。

巡回相談の内容も、発達障害の概念の登場によって、個の発達の遅れに対する対応というよりも、子ども集団での、あるいは保育者—子ども間での対人関係が課題となる相談事例が増えている。また、一回の巡回相談で、あの子もこの子も気になるとあげられることが珍しくない状況では、一人の子どもに発達検査を

丁寧にする余裕が取れないのも実情である。しかし、障害児保育と、それを支援する活動として実施されてきた巡回相談にとって、その歴史が持つ重みを決して軽視すべきものではないだろう。発達保障論が障害児保育と巡回相談にもたらした影響は大きく、少なくとも心理の専門家にとって、巡回相談におけるアセスメントの一つとしての発達検査は、階層一段階理論に内包された発達保障論において欠かせないものであったという事実は、巡回相談において発達検査を不要なものと考えたり、安易に省略してよいと考えたりすることに、一定の歯止めを加えることになる。特に重度の障害児が保育されている場合、糸賀らの実践に立ち帰るなら、本人にとって保育集団が生きる喜びと価値を感じる環境を作り出しているのかを検討するために、発達検査は大きな意味を持つだろう。そのような必要性がある場合に、制度にないからできないと、最初から発達検査を放棄してしまえば、どの子どもにも発達を保障することはかなわないだろう。すべてのケースで発達検査は必要ないだろうが、ケースに応じて発達検査を行える、といったような柔軟性が現在の巡回相談には求められていると思われる。

丸山 (2006) は保育所保育と連携する発達相談の役割と専門性を考えるなかで、「発達相談」は「発達診断」も包括したより広い概念であり、「発達相談」の主たる役割は「診断」ではなく、「相談・援助」であると捉えた。そして、発達診断が保育実践に活かされるとすれば、保育実践の成果を確認するための客観的な資料が必要な場合である、と結論づけている。これは子どもの発達支援だけを目的とする巡回相談ではなく、保育者を意識的に支援することも同等に巡回相談の重要な支援である、とみなす保育支援の考え方に近い。ただ、本論文の分析からは、発達診断を保育実践の成果を確認する手段へとその意味を変えてしまうのではなく、あくまで子どもの発達を丁寧に捉え、何に困っているのかを推測する手掛かりを探る手段であるという本来の機能に、さらに付加される機能として、保育実践の成果を確認する資料として活用するという捉え方が、子どもの発達保障にとってよいということになる。

本論文では発達保障論と階層一段階理論が巡回相談にもたらした意義について検討した。しかし、歴史的には1980年代のICIDHモデルの登場による影響、1990年代には気になる子への注目や保育者と相談員の関係性が問われ、2000年代にはICFモデルの登場

による影響や保育支援概念の発展といったことが、この領域では生じてきているように感じている。これらの点についての検討を丁寧に行い、巡回相談が障害児保育に対してどのように在るべきか、あるいはどのような可能性を帯びているかを明らかにしていく必要がある。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科講師

引用文献

- 荒井聡 (2013). 具体例で学ぶ保育支援の保護者支援：気になる子・障害児をともしそだてるために 群青社.
- 深谷鏞作・茂木俊彦 (1979). 対談 今日の子どもの生活・教育と障害児保育現代と保育, 2, 16-43.
- 権藤桂子 (2006). 保育の動向と発達支援 コミュニケーション障害学, 23(2), 136-142.
- 浜谷直人 (2006). 障害児等のインクルージョン保育を支援する巡回相談 心理学, 26(2), 1-10.
- 浜谷直人・秦野悦子・松山由紀・村田町子 (1990). 自由研究 障害児保育における専門機関との連携 季刊障害者問題研究, 60, 42-52.
- 日名子太郎 (1967). 第四章 問題児と保育, 日名子太郎 (編) (1967). 現代保育研究 5 治療保育 福村出版株式会社, 131-168.
- 日名子太郎 (1988). 統合保育における保育体制の構築とその方法, 待井和江先生古稀記念論文集編集委員会 (編) 障害児保育論：その理論と方法：待井和江先生古稀記念論文集 全国社会福祉協議会, 124-142.
- 平井信義 (1967). 第一章 正常な子ども, 日名子太郎 (編) (1967). 現代保育研究 5 治療保育 福村出版株式会社, 1-54.
- 五十嵐元子 (2010). 首都圏における巡回相談のシステムの状況について 研究年報 (白梅学園大学), 15, 25-30.
- 糸賀一雄 (1965). この子らを世の光に：近江学園二十年の願い 柏樹社. (Reprint by 糸賀一雄 (2003). 復刊 この子らを世の光に：近江学園二十年の願い, NHK 出版).
- 神奈川県児童医療福祉財団小児療育相談センター地域対策室 (1972). 幼稚園保育園における障害児問題児の実態について：神奈川県在宅身障害児巡回等早期発見推進事業 昭和47年度報告書 神奈川県児童医療福祉財団小児療育相談センター地域対策室.
- 金子一史 (2005). 就学前教育に対する側面からの支援：巡回相談 こころの科学, 124, 30-34.
- 加藤直樹 (1982). 第一部第一章 発達診断・発達相談をめぐる社会的背景, 加藤直樹 (編) 障害の早期診断と発達

- 相談 全国障害者問題研究会出版部, 12-24.
- 木原久美子 (2011). 巡回発達相談による「気になる」子どもの保育支援：発達相談員としての力量形成のための試論. 帝京大学心理学紀要, 15, 39-52.
- 古賀才子 (1986). 『ぞうさんの部屋』の記録 批評社.
- 近藤直子・白石恵里子・張貞京・藤野友紀・松原巨子 (2001). 自治体における障害乳幼児施策の実態 障害者問題研究, 29(2), 96-123.
- 鯨岡俊 (2001). 特集 発達のとらえかたの変化と保育 個体能力論の発達観と関係論の発達観 発達, 86, 17-24.
- 前田明 (1978). 発達研究会における活動の経過および現状と課題 障害児等保育研究, 1, 6-23.
- 丸山美和子 (2006). 保育所保育における「発達診断・相談」の今日的意義と課題：発達相談員に求められる専門性を中心に 社会福祉学部論集 (佛光大学), 2, 79-93.
- 松田千都 (1998). 京都市の障害児保育巡回相談の現状と心理専門職の役割：巡回相談員への聞き取りをもとに 日本応用心理学会大会発表論文集, 65, 47.
- 三浦高史 (1989). 障害児保育をサポートしつづけて 福祉労働, 45, 48-55.
- 三山岳 (2013). 障害児保育における巡回相談の歴史と今後の課題 京都橘大学研究紀要, 39, 135-185.
- 文部科学省 (2014). 平成25年度 特別支援教育体制整備状況調査 調査結果 文部科学省 2014年6月 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1345126.htm> (2014年11月5日閲覧)
- 森上史朗・名倉啓太郎 第三章 情緒障害児の治療 2 治療保育を考える, 昌子武司・名倉啓太郎・森上史朗 (編) (1982). 心身障害児保育シリーズ 情緒障害児の保育 医歯薬出版, 111-127.
- 中村隆一 (1982). 第一部第二章 発達診断・発達相談の課題, 加藤直樹 (編) 障害の早期診断と発達相談 全国障害者問題研究会出版部, 25-52.
- 長島瑞穂 (編著) (1984). 子どもの発達相談：目と手で支える保育の心 創元社.
- 長島瑞穂・千草篤磨 (1981). 研究案内 障害児保育 保育の研究, 2, 84-90.
- 西村章次 (1979). 実践と発達の診断 障害児の発達と育児・保育・教育実践 ぶどう社.
- 小淵隆司 (2010). 育ち合う発達相談：“子どもの発見”を手がかりに かもがわ出版.
- 近江学園保問研 (1968). 近江学園の実践から 季刊保育問題研究, 23, 48-57.
- 斉藤慶子・佐伯幸雄・上亨・矢吹和美・及川美穂子・花盛音羽・松本多実子・真崎みよ子 (1976). 第四章 子どもを生かす保育の場をもとめて, 東京情緒障害児保育研究会 (編) 自閉症の保育 日本文化社, 213-253.
- 沙加戸明・山形喜代 (1973). 保育集団の一員としてそだちあう障害児 ちいさいなかま, 12月号, 14-17.
- 篠原陸治 (1983). 「障害児に話をさせるために」批判 福祉労働, 20, 140-156.
- 清水寛 (1981). 発達保障思想の形成 青木書店.
- 園山繁樹・由岐中佳代子 (2000). 保育所における障害児保育の実施状況と支援体制：東京都の特別区を対象に 西南女学院大学紀要, 4, 30-39.
- 鈴木弘一 (1978). 大津の全園受入れ方式, 宮下俊彦・佐々木正美・荒木直躬・鶴飼百合子 (編) 障害児保育 全国社会福祉協議会, 85-102.
- 鈴木茂・本間奈子 (1976). 障害幼児の保育をめぐる状況, 障害をもつ子どものグループ連絡会 (編) はばたけ子どもたち：障害児保育と教育の場 ぶどう社, 18-34.
- 高田智行 (2011). 大津市の障害児保育について, 全国保育問題研究会 (編) 困難をかかえる子どもに寄り添い共に育ち合う保育 新読書社, 54-63.
- 竹内清 (1974). 幼児の治療教育・障害児保育 黎明書房.
- 田辺敦子 (1981). 障害児保育・治療保育, 岡田正章・森上史朗 (編) 保育研究の進歩 81年度版 医歯薬出版, 244-253.
- 田中昌人 (1980). 人間発達の科学 青木書店.
- 田中昌人 (1987). 人間発達の理論 青木書店.
- 田中義和・加用美代子 (1978). 発達研究会での基本的論議 障害児等保育研究, 1, 102-108.
- 谷口るり子 (1976). 自閉的傾向をもつ幼児の保育所入所とセラピストの役割 障害者問題研究, 6, 82-93.
- 鶴宏史 (2012). 保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向 帝塚山大学現代生活学部紀要, 8, 113-126.
- 山田明 (1980). 障害児保育の条件と運動, 茂木俊彦・高村瑛子 (編) 障害児保育入門 全国障害者問題研究会出版部, 191-224.
- 山崖俊子 (編著) 萩尾一江・坂上頼子 (共著) (1999). 乳幼児期における障害児の発達援助 建帛社.
- 山下恒男 (1977). 反発達論：抑圧の人間学からの解放, 現代書館.
- 安塚洋子・京林由季子 (2007). 特別支援学校の障害幼児への発達支援に関する一考察：センター的機能による幼稚園・保育所への支援を中心に 宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要, 30, 217-226.
- 柚木馥 (1977). 第1章 治療保育の基礎 4 分離保育と統合保育, 岡田正章・森上史朗 (監修) 森上史朗・柚木馥 (編著) 保育実践講座第10巻 治療保育のすすめ方 第一法規出版株式会社, 25-34.
- 全社協・保育協議会 (編) (1975). 障害児保育を考えるために：資料・文献集 (増補版) 全国社会福祉協議会.